

令和 8 年 8 月 2 4 日

住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）

被災住宅の補修等のための電話相談について

～令和 8 年熊本地震で被災した住宅の補修等に関する電話相談を開始～

令和 8 年 8 月 25 日より、相談員（建築士）が令和 8 年熊本地震で被災した住宅の補修等に関する相談を受け付けるフリーダイヤルを開設します。

『令和 8 年熊本地震による被災住宅の補修等相談ダイヤル』

0 1 2 0 - 3 3 0 - 7 1 2（フリーダイヤル）

受付時間：10 時～17 時（土、日、祝日、年末年始を除く）

国土交通省指定の住宅専門の相談窓口「住まいるダイヤル」の相談員（建築士）が対応
実施主体：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

（参考 1）熊本県による被災住宅に関する電話相談

令和 8 年 8 月 25 日より、熊本県において、被災住宅に関する電話相談窓口が開設されます。電話による無料相談や相談者宅への相談員派遣を行います。

0 5 0 - 8 8 8 2 - 5 9 2 4 ※通信料がかかります

受付時間：9 時～12 時、13 時～16 時（土、日、祝日、年末年始を除く）

実施主体：熊本県住宅リフォーム推進協議会

（参考 2）その他関連情報

①住宅の応急修理に関する情報

お住まいの市町村にお問い合わせください。なお、熊本県ホームページに対象市町村の問い合わせ先が掲載されています。

【熊本県 HP】【令和 8 年熊本地震】被災した住宅の応急修理について

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/275109.html>

②被災者の住まいの確保に関する情報

国土交通省では、住宅被害を受け、現在お住まいにお困りの方々のために、公営住宅や賃貸型応急住宅等の提供等に関する情報を公表しています。

【国土交通省 HP】令和 8 年熊本地震に関する被災者の住まいの確保

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000188.html

③住まいを含む生活支援に関する情報

総務省では、罹災（りさい）証明書の発行、住宅の緊急の修理制度（ブルーシート展張）、被災住宅の障害物の除去制度等住まいに関する窓口その他の生活支援に関する窓口をとりまとめ、支援制度や窓口情報の変更に応じて随時更新の上、公表しています。

【総務省 HP】令和 8 年熊本地震により被災された皆様への生活支援窓口案内（熊本県版ガイドブック）

https://www.soumu.go.jp/main_content/001084949.pdf

問い合わせ先：国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 高梨・佐分利
連絡先：03-5253-8111（内線 39-454、39-448） 直通：03-5253-8942

国土交通省から被災者のみなさまへお知らせです。

被災住宅の補修等に関するご相談

【電話相談】

相談員(建築士)が、被災住宅の補修等に関する電話相談を無料で受け付けます。

令和 8 年熊本地震による

被災住宅の補修等相談ダイヤル



住まいるダイヤル®
国土交通大臣指定 住宅相談窓口

0120-330-712 (フリーダイヤル)

受付時間 10 時～17 時 (土、日、祝日、年末年始を除く)

<相談例>

- ・住宅の補修に使える補助制度はある？
- ・補修できる事業者はどのように探すの？
- ・リフォーム業者が訪問してきたけど契約して大丈夫？

国土交通省指定の住宅専門の相談窓口『住まいるダイヤル』の相談員(建築士)が対応
実施主体：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

【熊本県による被災住宅に関する電話相談】

被災住宅に関する電話相談窓口が開設されています。電話による無料相談や相談者宅への相談員派遣を行います。

050-8882-5924

(通信料がかかります)

受付時間：9時～12時、13時～16時 (土日・祝日を除く)

実施主体：熊本県住宅リフォーム推進協議会

【住まいの確保等について】

国土交通省では被災者の皆さまへの住まいの確保等に関する情報をホームページで掲載しています。

国土交通省HP▶
「令和8年熊本地震による被災者の住まいの確保」
※随時更新

